

東京都におけるいじめ防止対策推進施策に対する意見について

本表では、「いじめ防止対策推進法」を「法」と、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を「方針」と、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を「対策」という。(ページ数は主な該当部分を示す。)

区分等	御意見の要旨		東京都及び東京都教育委員会の考え方・対応する施策等
1 「基本方針(案)」及び「総合対策(案)」全体に関すること			
①	連絡・組織体制	全体として、学校および諸機関への連絡体制、組織体制が網羅されていると思う。	元教員 都のいじめ防止等の対策は、都、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、社会総がかりでいじめ問題に取り組むこととしている。 ((【方針】1・2ページ 【対策】3ページ)
②	人権教育	「子どもの権利条約」で示されていることを踏まえ、いじめが人権問題であり、いじめを解決することは、子供の学習権を守るために必要であることを明記してほしい。	都民 方針には、「児童・生徒の尊厳を保持する目的」に策定されていることや、「いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害」する行為であることを明記している。 ((【方針】1ページ)
③	状況の調査・分析	方針案は、内容が薄く、国の基本方針をどのように解釈し、どこまで活用しようとしているのか見えにくい。東京の子供を取り巻く状況を調査・分析し、計画・実施に向けてことが求められている。	都民 都内の学校は、毎年度文部科学省の「児童・生徒の問題行動等調査」を実施するとともに、公立学校では、「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」を実施するなどして、いじめの実態を把握しており、方針案はこれらを踏まえて、策定している。
2 教育委員会の取組に関すること			
④	相談体制	被害の子供、加害の子供、周囲の子供を取り巻く仲間・学校・家庭・地域社会を含めて、包括的に全体像を把握しつつ、表出したいじめ事例などを解決させるための施策を「東京都オンブズパーソン条例」などに格上げするとともに、公的な第三者機関による相談・救済の仕組みにより、子供が安心してアクセスできるようにする取組を推進してほしい。	都民 都教育委員会は、「東京都いじめ相談ホットライン」により、幼児から高校生相当までの子供やその保護者を対象としたいじめに関する電話相談を24時間受け付けるなど、いじめに関する相談体制を整備するとともに、定期的な周知を行っている。 また、公的は第三者機関として、東京都教育相談センターには、弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図る組織として、「いじめ等の問題解決支援チーム」を設置している。 ((【方針】3・5ページ 【対策】11・19ページ)
⑤		東京都では子供の権利擁護を専門とする相談事業が行われているが、この事業を子供にとって有効な仕組みとして機能するよう強化・拡充するため、公的な第三者機関を設置してほしい。	都民
⑥	教育委員会の責務	東京都のいじめ防止等の対策は、教育委員会の「いじめ総合対策」に待つといった方向のようであるが、教育委員会だけで「総合的かつ効果的な」いじめ対策を実施できるかが疑問である。	都民 都のいじめ防止等の対策は、都、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、社会総がかりでいじめ問題に取り組むこととしている。 ((【方針】1・2ページ 【対策】3ページ)
⑦	調査等の組織	教育委員会には教員出身者が多く、学校とのつながりが深いので、いじめの調査については、教育委員会から離れた立場の第三者委員会を設置すべきであり、学校の監査は教育委員会関係者以外の第三者にも出席してもらい、抜き打ちで行い、問題点を抽出し公開すべきである。	都民 法第23条及び24条等に基づき、学校及び教育委員会はその権限と責任に基づき、必要な調査等を行う。 しかし、学校で重大事態が発生した場合には、法第30条の規定により、知事が必要であると認めるときは、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する知識を有する者等の第三者で構成される知事の附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や教育委員会の行った調査について再調査できることとなっている。 ((【方針】4ページ 【対策】20ページ)
⑧	人材・予算の確保	行政は、保護者に対して、いじめがおこりやすい背景、深刻ないじめに発展するメカニズム、子供たちに伝えるべきメッセージ、大人・社会がやるべきことなどについて、明らかにするとともに、そのための人材・予算等を、確保してほしい。	保護者 都教育委員会は、平成26年2月に「いじめ問題に関する研究報告書」をまとめ、都内各公立学校に配布した。各学校では、これらの資料の活用を含め、学校だよりや保護者会等を活用して、保護者に情報を提供するとともに、連携を強化していく。 また、法第10条に基づき、必要な財政上の措置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、必要な人材の確保を行っている。 ((【方針】3ページ 【対策】13・16・20ページ)
⑨		養護教諭の増員や講習などの施策により、子供の生活面に対して、緻密なアドバイスができるようにしてほしい。	保護者 都は、教職員の研修の充実や、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等必要な措置を講じており、公立学校は、いじめに関する校内研修会を年に3回実施するとともに、都教育委員会は、経験年数や職層に応じた研修を実施することとしている。 ((【方針】4・5ページ 【対策】7ページ)

区分等		御意見の要旨	東京都及び東京都教育委員会の考え方・対応する施策等
⑩	人材・予算の確保	学校の教職員が疲弊し、かえっていじめ対策が不十分とならないよう、IT関連、経理関連、事務関連、資材管理、清掃等アウトソーシングが可能な分野は、予算化してアウトソーシングするとともに、各学校に、いじめ問題に特化し、他の業務から解放されたいじめ担当主任を設置することを検討するべきである。	いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教職員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的取組により解決を図ることが重要であるとらえており、各学校は、法に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置することとしている。 また、公立学校では、一部の清掃や警備等、可能な分野での外部の組織や団体等への委託を行っている。 〔方針〕2ページ 【対策】6・12・14ページ
3 学校の取組に関すること			
⑪	学校の組織	各学校に設置されるいじめ防止等のための組織には、外部の有識者の参画を義務付けるとともに、適切な外部人材について情報提供したり、斡旋したりする仕組みを作るべきである。	法第22条に基づき、各学校の組織は、当該学校の複数の教職員に加えて、スクールカウンセラー等の心理の専門家等の関係者により構成される。 また、全ての公立学校に、学校の組織を支援する組織として、民生・児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、警察署職員等により構成される学校サポートチームを設置することとしている。 〔方針〕2ページ 【対策】6・14ページ
⑫	いじめ防止のための教育	担任の指導力を高め、小学校低学年のうちから、自分の意見を言えるようになる教育や、他の子供を見る力を身に付けさせる取組を行うことにより、教師に相談すれば、問題が解決できると考えるようにしたり、いじめを行ったら、周囲の子供が報告したりできる環境を作ることが大切である。	各学校は、いじめに関する校内研修や、経験年数、職層に応じた研修を実施するなどにより、教員の指導力向上を図っている。 いじめを生まない、許さない学校づくりのためには、法第15条等に基づき、道徳教育や体験活動の充実が必要である。 公立学校では、道徳の時間や特別活動において、都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」を活用するなどして、年に3回以上「いじめに関する授業」を行うとともに、児童会・生徒会により行われる主体的な取組を支援する。 また、弁護士を活用した法教育を実施し、身近な人権侵害であるいじめ問題について、子供の意思に働きかけ、人格的な成長を促すことでいじめの発生を未然に防止する。 〔方針〕1・2・3・5ページ 【対策】7・8ページ
⑬		学校では、「いじめは絶対に許されない」という態度を育成するだけでなく、子供一人ひとりが学校生活が楽しいと思える雰囲気づくりに尽力するとともに、授業に興味をもたせる指導、子供が良好な友達関係を築くための指導、自分を認め相手を認めることができる指導などを充実させてほしい。	
⑭		いじめる側、いじめられる側のいずれの立場にもなりうることを一番よく知っているのは子供たちであることから、子供たち自身で互いを支え合う関係を築いていくことや、人は異なる個性をもっており、多様な人々がいることを理解することが大切である。	
⑮		方針案や対策案は、子供の思いや正直な声を真摯にかつ丁寧に受け止め、子供を問題解決の主体として捉えきれていない。「子どもの権利条約」を踏まえ、子供は権利の主体であるという認識に立ち、「自己有用感や自己肯定感を育む」ことや「児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む」ことなどを盛り込んでほしい。	
⑯		いじめへの対処について、被害の子供や加害の子供のみならず、観衆・傍観者の子供への対応も行うべきである。いじめは集団の構造的問題と捉え、子供を同士が声をかけやすく、教師に声をあげやすい集団(クラス)づくりが求められていると思う。	
⑰		方針案には、道徳の授業の活用や、道徳教育の充実等が掲げられているが、いじめ防止対策の議論のきっかけとなった大津事件における第三者調査委員会では道徳教育の限界が指摘されているので、「道徳教育の充実」といった文言は削除すべきである。	
⑱	情報連携	小学校から中学校に入学するときや学年が上がるごとに、子供の状況等を教職員が引き継ぎ、事前に問題点の把握をするための支援を充実させてほしい。	いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教職員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的取組により解決を図ることが重要であるとらえており、各学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置することとしている。 また、公立学校では、子供の変化に関する情報について、記録ファイルを作成し、全教職員で情報を共有するとともに、転出や進学先学校に連絡する。特に、中学校入学前に、小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有する。 〔方針〕2ページ 【対策】6・12・14ページ

区分等	御意見の要旨	東京都及び東京都教育委員会の考え方・対応する施策等
4 実態把握に関すること		
19 20	<p>いじめの認知</p> <p>学校は、証拠の有無に拘泥することなく、被害の子供に寄り添い、積極的にいじめの認定をする土壌づくりが不可欠である。 また、教育委員会等の上級機関は、証拠が乏しいことのみを理由として容易に学校組織の認定を覆すことなく、学校の判断を尊重するとともに、学校が、故意または重大な過失によりいじめを隠ぺいした場合は、校長の管理責任を厳しく追及することを義務付けるべきである。</p> <p>教職員が、児童及び生徒とかわる時間を多く作り、子供の状況を把握するとともに、第三者が、いじめの連絡を受けたらすぐに学校に行き、状況を把握して、校長に指示を出せるようにするとよいと考える。</p>	<p>弁護士</p> <p>法第23条第2項により、学校は「在籍する児童等がいじめを受けたと思われるときは、証拠の有無にかかわらず、対応することが求められている。 法第34条には、学校の評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、実態の把握や措置が適切に行われるよう、適正に評価を行うことが規定されている。 公立小・中・高等学校では、スクールカウンセラーの全員面接や、全教員による校内巡回等を通じた子供の観察など、子供とかわる時間を多く作り、いじめの早期発見に努めている。 法第24条の規定により、子供がいじめを受けていると思われることについて、学校から報告を受けた学校の設置者は、必要な支援を行ったり、必要な措置を行うことを指示したりすることとしている。</p> <p>都民</p> <p>また、法第28条に基づき、公立学校で重大事態が発生した場合には、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者により構成される第三者機関により、事実関係を明確にするための調査を行うこととしている。 なお、公立学校においては、教職員が子供に対していじめを行う、いじめに加担する、いじめを隠蔽するなどの行為については、標準的な処分量定に基づき、対処することとなっている。 ((方針)1・2・4・8ページ 【対策】6・9・11・12・15・19・20ページ)</p>
5 児童等への指導に関すること		
21 22 23 24	<p>児童等への指導</p> <p>対策案では、「加害の子供への働き掛け」として、「別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止」などを加害の子供への対応としているが、集団の雰囲気、子供同士の関係が変わらなければ、同じことが繰り返されてしまうと考える。加害の子供を特定することによっては、集団(クラス)全体の問題を解決することにはならない。</p> <p>いじめを行った生徒は、除籍とする。</p> <p>「重大事態への対処」の中の「加害の子供への働き掛け」として、「懲戒や出席停止」が掲げられているが、懲罰的アプローチは不適切である。</p> <p>いじめは人権侵害だが、加害の子供に対する罰則を強化することは、その解決策にはならないと考える。厳罰化に動くことについて強く危惧する。</p>	<p>弁護士</p> <p>方針・対策では、子供がいじめについて深く考え理解するための取組や子供による主体的な取組への支援などを通じて、いじめは絶対に許されないことへの自覚や、周囲の子供の発信を促すことを重視している。 また、加害の子供に対して、組織的・継続的な観察や指導等を行うとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用して、ケアを行っている。</p> <p>都民</p> <p>そうした中で、加害の子供への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる場合には、学校教育法に基づいて、懲戒や出席停止など必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>都民</p> <p>((方針)1・2・3ページ 【対策】7・8・11・14・15・18ページ)</p>
6 教職員に関すること		
25 26 27 28	<p>教職員の関わり</p> <p>教職員と子供や保護者とのコミュニケーションが不足しているため、できるだけ、教職員が子供と関わる時間を多く設定する。</p> <p>指導力向上</p> <p>教職員の指導力向上のため、例えば、全教職に対して心理学を学ばせるなどが必要である。教員が心理学を学ぶことで、子供や保護者が相談しやすい環境を整えてほしい。</p> <p>校長の責任</p> <p>各学校の組織が、故意または重大な過失に基づきいじめを隠蔽した場合は、校長の管理責任を追及することを義務付けるべきである。</p> <p>教職員の責任</p> <p>いじめは子供同士だけでなく起こるものではなく、教職員もまた子供に対していじめる可能性があるため、教職員から子供へのいじめもいじめの定義に追加し、対策すべきである。</p>	<p>都民</p> <p>法第8条に基づき、学校及び教職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、子供がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。</p> <p>都民</p> <p>いじめ問題に適切に対処できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚的・確かな指導力を高めるとともに、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図るため、各学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置することとしている。</p> <p>弁護士</p> <p>また、公立小・中・高等学校では、スクールカウンセラーの全員面接や、全教員による校内巡回等を通じた子供の観察など、子供とかわる時間を多く作り、いじめの早期発見に努めている。</p> <p>都民</p> <p>なお、公立学校においては、教職員が子供に対していじめを行う、いじめに加担する、いじめを隠蔽するなどの行為については、標準的な処分量定に基づき、対処することとなっている。 ((方針)2ページ 【対策】6・9・12・14ページ)</p>

区分等	御意見の要旨	東京都及び東京都教育委員会の考え方・対応する施策等
7 保護者の責務に関すること		
29	家庭教育の充実	<p>昨今、公教育に家庭教育をも押し付けるような兆しがある。家庭教育と公教育を切り離し、家庭教育を充実させ、人間味溢れる教育を行うことが必要ではないか。</p> <p>都民</p> <p>法第9条に基づき、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、子供がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うよう努める責務がある。また、学校は、教職員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備するなどにより、保護者との連携を推進していくこととしている。</p> <p>なお、同条第4項には、家庭教育の自主性が尊重されることに変更を加えるものではない旨が規定されている。 (【方針】2ページ 【対策】13・16・20ページ)</p>
30	規範意識	<p>方針案には「保護者は、規範意識を養う指導などに努める」と記載されているが、道徳教育の限界が指摘されていることを考えれば、規範意識を養うことはいじめ対策において有用でないことは明らかであり、削除すべきである。</p> <p>都民</p>
8 家庭との連携に関すること		
31	家庭・保護者との連携	<p>行政は、地域や学校で大人が協力できる仕組みづくりを進めることにより、保護者の意見に耳を傾けるとともに、保護者が実践できそうな取組を提案してほしい。</p> <p>保護者</p> <p>社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む中で、保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進、保護者会・家庭訪問・学校通信などを通じた家庭との連携が、極めて重要である。</p>
32		<p>学校が、いじめの芽の段階で情報を公開し、早い段階で家庭にお願いすることが、いじめの芽をなくす取組につながると思う。</p> <p>保護者</p> <p>また、学校は、いじめの早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供するなどにより、保護者との連携・協力関係を構築するとしている。</p>
33		<p>いじめ問題の解決のため、学級だよりや学年だよりなどを活用して、保護者に学級の状況が伝わるようにするとともに、テーマを決めて、保護者の意見を聞くことができるようにするべきである。</p> <p>保護者</p> <p>(【方針】2・3ページ 【対策】13・16・17・18・20ページ)</p>
9 関係機関との連携に関すること		
34	弁護士との連携	<p>対策案の「弁護士等を活用した法教育の実施」には、「いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について子供に学ばせるため」と記述されており、一例として、「東京弁護士会のいじめ予防授業」が挙げられている。同会のいじめ予防授業は、人、いじめが固定化継続化することが人権侵害になることを子供に理解させることを中心としており、いじめの刑事的、民事的評価を伝えることを目的とはしていないため、説明を訂正すべきである。</p> <p>弁護士</p> <p>都教育委員会と該当する関係団体との連携を踏まえ、指摘の箇所を「学校は、子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、必要に応じて、法教育の視点から、弁護士や行政書士等を活用した授業を実施する。都教委は、学校が上記の授業を実施することを支援するため、区市町村教委を通じて、弁護士が実施している法教育プログラムや、行政書士が実施している法教育の出前授業などについて、周知する。」と、記載を改める。 (【対策】7ページ)</p>
35	警察との連携	<p>現在実施されている「学校非公式サイト監視事業」では十分かどうか不明だが、保護者からの通報により、ネットいじめが発覚することが多い。子供、保護者、教職員への啓発のために、警察からの情報収集や事例を含めた研修等、警察の協力が不可欠である。</p> <p>元教員</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、ネット監視を行うとともに、警察等と連携して、子供や保護者に対する啓発活動を行うこととしている。 (【方針】5ページ 【対策】10ページ)</p>
36		<p>方針案では、警察への相談が、対策案では、いじめの「未然防止」として、警察職員等により構成される学校サポートチームの全校設置を掲げているが、未然防止段階で警察への協力を要請する必要性は乏しいため、警察を構成メンバーから除くべきである。安易に警察の力に頼ることは、学校からいじめを解決する力を奪うものであり、いじめ防止対策に逆行する。</p> <p>都民</p> <p>方針及び対策において、学校は、警察をはじめとする関係機関と連携して、いじめ問題を解決することが必要であるとしている。</p> <p>なお、公立学校におけるサポートチームは、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるために設置する組織である。 (【方針】3ページ 【対策】6・15・18ページ)</p>

区分等	御意見の要旨	東京都及び東京都教育委員会の考え方・対応する施策等
10 地域との連携に関すること		
⑳ 地域との連携	<p>対策案では、地域の役割については、早期対応時の見守り体制のみに限定されているが、地域は、学校、家庭のと異なる第三者の視点として有効に機能するので、「学校、家庭、地域その他関係者の中で意見交換の場をもつことが望ましい」など、もう少し地域の役割を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>都民</p> <p>「登下校の見守りなど」と記載しているとおおり、この記述は例示であり、このほかに、学校サポートチームの全公立学校への設置、児童館や学童クラブとの連携、民生・児童委員との連携など、いじめ問題の解決のために、地域人材との連携を推進している。 (【方針】2ページ 【対策】3・13・16・20ページ)</p>
11 その他		
㉑ いじめ問題	<p>未成年者が、いじめのような行為を行うのは、老害に占領された地域社会や教育現場の中で、若人の存在価値が否定されているからである。いじめ等の反社会的行為を撲滅したいのであれば、社会的カースト制度を根本からなくしていかないとけない。</p>	<p>都民</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、法第15条に示されているように、いじめの防止のために、子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが重要である。 (【方針】1ページ 【対策】1・2ページ)</p>
㉒	<p>いじめる人間に、「あなたがやられろ」と言ったらよい。</p>	<p>都民</p>